

その他これに類する利用行為（以下本節中「その他の利用行為」という。）を加え、同条第二項中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為」を加える。

第百十四条第一項中

「その飲食は」の下に「道府県の条例の定めるところにより」を加え、「同条同項の場所」を「同条同項の飲食店」に、「課する」を「課すること」ができる。」に改め、同条第三項中「料金の定めがないときは」を「料金の定めがないとき、又は通常の料金に比較して著しく低い料金の定めをしていないときは」に改める。

第百十四条の二第二項を削り、同条第三項を同条第三項とし、同条第四項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る遊興飲食税の課税標準の特例）

第十四条の三 道府県は、旅館（旅館業法（昭和二十三年法律第百十八号）第二条に規定するホテル、旅館その他政令で定める場所に限る。）における宿泊及びこれに伴う飲食（第百十五条第一項第二号に規定する飲食を除く。以下本条及び第百十五条において同じ。）に対して課する遊興飲食税の課税標準の算定については、一人一泊につき五百円を宿泊及びこれに伴う飲食の料金から控除する。

（飲食店、喫茶店等における遊興飲食税の免税点）

第百十四条の四 道府県は、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における一人一回の料金が五百

十円以下である飲食及びその他の利用行為に対しては、遊興飲食税を課することができない。

2 前項の場所のうちあらかじめ提供品目ごとに料金の支払を受けその提供品目の種類ごとに売上金額を明確に区分して経理する食堂その他これに類する場所道府県知事が指定するものにおいて、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払って行い飲食（あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食）という。以下次条第二項及び第百二十九条において同じ。）については、前項の規定を適用せず、その提供品目のうち一品の価格が百円以下のものの飲食に対しては、遊興飲食税を課することができない。

第十五条を次のように改める。

（遊興飲食税の標準税率）

第百十五条 遊興飲食税の標準税率は、次の各号に掲げる遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対し、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 茶室その他これに類する者の花代 百分の三十

二 料理店、貸席、カフェー、バーその他当該道府県の条例で定めるこれらに類する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為の料金の（前号の花代を除く。） 百分の十五

三 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の料金 百分の五

一人一泊の料金が千円以下のもの 百分の五
一人一泊の料金が千円をこえるもの 百分の十

もの 百分の十四

四 前二号に掲げるもの以外の飲食及びその他の利用行為の料金 一人一回の料金が五百円以下のもの 百分の五

一人一回の料金が五百円をこえるもの 百分の十

2 前条第二項の場所におけるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食に対して課する遊興飲食税の標準税率は、前項第四号の規定にかかわらず、飲食の料金の百分の五とする。

第百二十九条第一項中「バー」の下に「飲食店」を加える。

第百二十九条第二項及び第百二十六条第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第百二十九条を次のように改める。

（遊興飲食税に係る領収証の交付義務等）

第百二十九条 遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた際にその料金及び遊興飲食税の全部を受け取つた場合においては、これを受け取つたことを証する書類（以下「領収証」という。）及びその写を作成して領収証を料金及び遊興飲食税を支払つた者に交付するとともに、その写を保管しなければならない。

2 遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた際にその料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取らなかつた場合においては、当該行為があつたときに料

金及び遊興飲食税の全部についての領収証となるべき書類及びその写を作成してその写を保管するとともに、その後料金及び遊興飲食税の支払があつたつどその支払われた額についての領収証を交付し、その全額についての支払が完了した際にあらかじめ作成されている領収証を交付しなければなら

ない。

3 前二項の規定は、旅館その他これに類する場所における宿泊及びこれに伴う飲食で一人一泊の料金が五百円以下のもの、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為で一人一回の料金が五百円以下のもの、第百十四条の二第二項の場所におけるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食並びにチケットその他料金及び遊興飲食税額を示すに足りるもので道府県が交付するものを使用する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為で政令で定めるものについては適用しない。

4 第一項又は第二項の規定によつて交付する領収証及びその写は、道府県の交付する用紙によつて作成しなければならない。ただし、道府県の交付する用紙による領収証及びその写によることが適当でないとき認められる外客用のホテルその他政令で定める場所における領収証及びその写は道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙以外の用紙によることができる。

5 前項の領収証及びその写の用紙

には一連の番号を附けなければならない。

6 道府県が交付する用紙による領収証及びその写の様式は、総理府令で定める。

7 遊興飲食税の特別徴収義務者が第一項又は第二項の領収証の写又は領収証となるべき書類の写を保管すべき期間は、その作成した日から起算して六月間とする。

（領収証の交付等の義務違反に関する罪）

第百二十九条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第二項の規定に違反して領収証を交付しなかつた者又は料金、遊興飲食税額若しくは遊興、飲食、宿泊若しくはその他の利用行為のあつた日について虚偽の記載をした領収証を交付した者

二 前条第二項の規定に違反して領収証となるべき書類を作成せず、若しくは料金、遊興飲食税額若しくは遊興、飲食、宿泊若しくはその他の利用行為のあつた日について虚偽の記載をした者又は領収証を交付しなかつた者

三 前条第一項又は第二項の規定に違反して領収証の写若しくは領収証となるべき書類の写を作成せず、又は保管しなかつた者

四 前条第四項の規定による用紙以外の用紙を用いて領収証及びその写を作成した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者

者

者

者

者

者

者

者がその法人又は人の業務に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

第百二十九条の三 道府県が当該道府県の條例で特別徴収義務者が領収証に遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に對して課する遊興飲食税額に相當する道府県の発行する証紙をばらなければならぬ旨の規定を設けた場合においては、当該特別徴収義務者は、領収証に証紙をはつてその証紙をはつた紙面と証紙の裏面とにかけ、その特別徴収義務者の印、又は署名で判明にこれを消さなければならぬ。

2 前項の証紙の取扱に關しては、当該道府県の條例で定めなければならぬ。

第百三十条第一項を次のように改める。

前条第一項の規定に違反して領収証に証紙をはらなかつた者又は領収証に証紙をはつた紙面と証紙の裏面とにかけ、押印又は署名しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二章第六節第二款第百三十条の次に次の三条を加える。

（遊興飲食税の賦課徴収に關する自治庁長官の報告）

第百三十条の二 自治庁長官は、道府県の遊興飲食税の賦課徴収が適正を欠き、その事務の運営について改善を加える必要があると認めるときは、当該道府県知事に對し、その改善のため必要な措置を採ることを勧告しなければならない。

第百三十条の二 自治庁長官は、道府県の遊興飲食税の賦課徴収が適正を欠き、その事務の運営について改善を加える必要があると認めるときは、当該道府県知事に對し、その改善のため必要な措置を採ることを勧告しなければならない。

し、その改善のため必要な措置を採ることを勧告しなければならない。

2 道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合においては、その勧告に基いて遊興飲食税の賦課徴収事務の運営を改善するため必要な措置を採るとともに、その採つた措置を自治庁長官に報告しなければならない。

（遊興飲食税に係る自治庁の職員の調査）

第百三十条の三 自治庁長官は、道府県の遊興飲食税の賦課徴収が適正を欠いていると認めるときは、その指定する自治庁の職員をしてその状況を調査させることができる。この場合においては、当該道府県知事は、当該自治庁の職員に對し、遊興飲食税の賦課徴収に關する調査に必要な便宜を供与するものとする。

2 前項の場合において、遊興飲食税の賦課徴収に關する調査のために必要があるときは、自治庁の職員は、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があるものと認められる者

三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該遊興飲食税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者

3 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証する証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと、解釈してはならない。

（自治庁の職員の行う検査拒否等に関する罪）

第百三十条の四 次の各号の一に該當する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 前条第二項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は隠匿した者

二 前条第二項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三 前条第二項の規定による自治庁の職員の質問に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

第百三十八条第二項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第百四十七條第一項の改正に關する部分を除く。

第百四十九條の改正に關する部分中「同条第二号中「第一項」を削り、」の下に「同条第四号中ただし書を削り、」を加える。

第百三十三條第一項の改正規定中

「百分の十五」を「百分の十三」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第百三十三條第五項の改正に關する部分の次に次のように加える。

第百三十四條を次のように改める。

（給付所得に係る所得割額の税額控除）

第百三十四條 市町村は、市町村民の納税義務者が前年中の給付所得に係る所得割額を納付すべき者である場合においては、当該納税義務者の納付すべき所得割の税額から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を控除する。この場合においては、これらの金額が千円をこえるときは、千円とする。

一 当該納税義務者が給付所得に係る所得割のみを納付すべき者である場合においては、当該納税義務者の納付すべき所得割の税額の百分の十に相當する金額

二 当該納税義務者が給付所得に係る所得割及び給付所得以外の所得に係る所得割を納付すべき者である場合においては、当該所得割の税額を当該給付所得の額と當然給付所得以外の所得の額とに半分して計算した給付所得に係る所得割額の税額に相當する金額の百分の十に相當する金額

第百四十九條の改正に關する部分中「同条第二号中「第一項」を削り、」の下に「同条第四号中ただし書を削り、」を加える。

第百三十三條第一項の改正規定中

第百三十三條第一項の改正規定中

第百三十三條第一項の改正規定中

第百三十三條第一項の改正規定中

第百三十三條第一項の改正規定中

第百三十三條第一項の改正規定中

第百三十三條第一項の改正規定中

第百三十三條第一項の改正規定中

第百三十三條第一項の改正規定中

第百三十三條第一項の改正規定中

第百三十三條第一項の改正規定中

改め、同条同項の表中

市町村	人口三万以上
市	四億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の二の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の二の額とする。）
町	二億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の二の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の二の額とする。）
村	一億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の二の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の二の額とする。）

改め、同条同項の表中

市町村	人口三万以上
市	六億五千萬元（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）
町	四億五千萬元（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）
村	二億五千萬元（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）

改め、同条同項の表中

市町村	人口三万以上
市	九億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）
町	六億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）
村	三億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）

改め、同条同項の表中

市町村	人口三万以上
市	十二億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）
町	八億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）
村	四億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）

改め、同条同項の表中

市町村	人口三万以上
市	十五億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）
町	十億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）
村	五億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）

改め、同条同項の表中

市町村	人口三万以上
市	二十億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）
町	十五億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）
村	十億円（当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の百分の五の額とする。）

第三百四十九条の二の改正規定の次に次のように加える。

第三百五十条第一項中「百分の一・四」を「百分の一・二」に改める。

第四百六十五条の改正規定中「百分の九」を「百分の二十」に改める。

第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項及び第六百九十九条第一項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第七百三十三条の二第五項中「三万円」を「六万円」に改める。

第七百三十四条第三項の改正規定中「百分の十五」又は「百分の十八」とあるのは、それぞれ「百分の二十一」又は「百分の二十四」を「百分の十三」又は「百分の十六」とあるのは、それぞれ「百分の十八」又は「百分の二十一」に改める。

附則第二項中「昭和三十年十月一日から」の下に「遊興飲食税に關する部分は昭和三十一年二月一日から」を加え、「第二百九十二条の改正規定に係る部分を除く。」を「第二百九十二条及び第三百十四条の改正規定に係る部分を除く。」に、「第三百四十九条の四第一項」を「第三百四十九条の四第一項、第三百五十条に、」

「附則第二十二項から第二十五項まで」を「附則第二十一項から第二十四項まで」に改める。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項に見出しとして「道府県民税に關する規定の適用」を加え、同項の次に次の一

項を加える。

6 新法第四十条第二項の規定は、昭和三十年度分の個人の道府県民税から適用する。

附則中第十六項を削る。

附則第十七項中「昭和三十一年三月一日」を「昭和三十年九月一日」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則中第十八項を削り、第十九項を第十七項とし、第二十項を第十八項とする。

附則第二十一項を附則第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

(固定資産税に關する規定の適用)

20 昭和三十年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の四第一項の表中「一億四千万円」とあるのは「二億四千万円」と、「一億二千万円」に人口千人を増すごとに「二千万円」とあるのは「二億三千万円」に人口千人を増すごとに「三千万円」と、「二億一千万円」に人口千人を増すごとに「千五百万円」とあるのは「三億六千五百万円」に人口千人を増すごとに「千五百万円」と読み替へるものとする。

附則第二十二項の見出しを削り、同項中「地方税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第九十五号)附則第三十二項及び第三十三項」を「地方税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第九十五号)附則第三十三項及び前項」に、「地方税法の一部を改正する法律附則第三十二項」を「前項」に改め、同項を附則第二十一項とし、以下附則第二十五項

まで一項ずつ繰り上げる。

附則第二十六項中「昭和三十一年三月一日」を「昭和三十年九月一日」に改め、同項を附則第二十五項とし、附則第二十七項中「昭和三十一年度分の個人の都民税に限り、新法第七百三十四条第三項中「百分の二十一」又は「百分の二十四」とあるのは、「百分の二十・五」又は「百分の二十三・五」と読み替へるものとし、」を削り、同項を附則第二十六項とし、以下附則第二十九項まで一項ずつ繰り上げる。

附則第三十項中「昭和三十年十月一日前」の下に「遊興飲食税に關する部分は昭和三十一年二月一日前」を加え、「附則第二十二項から第二十五項まで」を「附則第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項を附則第二十九項とし、以下附則第三十七項まで一項ずつ繰り上げる。

附則第三十九項のうち附則第十六項の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十二項を次のように改める。

32 削除

附則第三十九項を第四十一項とし、第三十八項を第四十項とし、第三十六項の次に次の三項を加える。

37 (たばこ専売法の一部改正)

たばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項後段中「百分の八」を「百分の十」に、「百分

の九」を「百分の二十」に改める。

(たばこ専売法等の一部を改正する法律の一部改正)

38 たばこ専売法等の一部を改正する法律(昭和三十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

39 改正後のたばこ専売法第三十四条第一項後段の規定は、日本専売公社が昭和三十年九月一日以後に小売人又は国内消費者として直接消費者に売り渡す製造たばこ小売定価について適用する。

〇門司委員

それではただいま提案になつております地方税法の一部を改正する法律案の修正案につきまして、以下御説明を申し上げます。説明の内容は、数字にわたりましたはお手元に差し上げております要綱の末尾に付しておりますので、それによりまして御了承願ひたいと思ひます。

修正いたしますおもな点を申し上げますと、都道府県民税におきまして、所得割についてその課税総額を算出するための標準となる率を昭和三十一年度以降引き上げることやめまして、これを現行通りの百分の五に据え置くこととするにいたしましたのでございまして。さらに給与所得者について税額控除を採ることとしたしまして、所得税額を課税標準として市町村民税を課する市町村において、道府県民税の所得割の課税総額を算出するための率を所得税額に乘じまして道府県民税の所得割額を決定する場合においては、給与所得にかかるとる所得割につき

ましては所得税額に数字を表わしております率をかけて得ました額から、その百分の十に相当する金額、この金額が四百円をこえることとなる場合におきましては、四百円にこれを据え置くことにいたしました。そうして、この金額を控除した後の額を所得税額として、同一者については給与所得と給与所得以外の所得とがある場合は、当該者の所得税額に右の率を乗じて得た額から、当該額を給与所得の額と給与所得以外の所得の額とによって按分して求めた給与所得にかかるとる額の百分の十に相当する金額を控除した後の額を所得税額とするものとして、昭和三十一年度分の道府県民税から適用することにしたのでございまして。これは主として勤労所得者に対します基礎控除を考慮して、こういうことになしたと考へておるのでございまして。

さらに事業税につきましては、個人事業税の基礎控除の額を十二万円に引き上げることになしたと考へておるのでございまして。

さらに遊興飲食税につきましては、この課税方法の適正化を期すること、これが最も重要な問題と考へます。現在の課税の方法は一応法律には定めてありますが、実際にはなかなか適応しがたい情勢がございまして、これを改めまして、そうして公給徴収証制度にいたすことにいたしました。税率の引き下げをいたしました。しかし、公給徴収証制度を採つて参りますならば、さらに総額につきましては私どもはほとんど相違はないと考へます。税の適正化をはかりますことのために、かくだいしたと考へておる

のでございます。

さらに自動車税につきましては、今池田君からもお話がありましたように、これは揮発油税法の税率の引き上げが取りやめになって参りましたから、当然いわれる軽油自動車に對する税率の引き上げを中止することに参りますので、これ等につきましても、この修正案の中に書いてありますように、軽油自動車の税率の引き上げは取りやめることにいたしたいと考えておるのでございます。

さらに市町村民税でございますが、市町村民税におきましても同じように、給与所得に對しましてはやはり勤労控除を認めて、そうして基礎控除を設けたいということにいたしましたのでございます。これが大田市町村民税に對する改正のおもな要点でございます。なお法案についてこまかく申し上げて参りますと、給与所得者について税額控除を採るものといたしまして、そうして課税標準額に税率を乗じて得た額からその百分の十に相当する金額、この金額が千円をこえる金額については千円というふうに各条文中にこれを整理して参つたのでございます。

さらに固定資産税におきまして、標準税率の百分の一・四を一・二に引き下げることによつて税の適正化を期したいと考えておるのでございます。このことはいろいろ問題はございますが、昨年の国会において百分の一・五を一・四に下げたのでありますが、しかし課税の対象になります土地建物等に對するいわゆる評価の価額を平均三割以上上げますことによつて非常に税の増徴を來たしておりますので、これは私どもは現下の社会情勢から申します

げますと、住民の負担の制限額をこえると考えておりますので、住民負担の限度を考へて参りますときに、課税対象の物件に對してこの価額を引き上げることにいたしました、価額の適正化ははかられたのでありますが、これに從来通りの税率をかけて参りますと、さつき申し上げましたように約三割ぐらゐの増徴になつて参りますので、住民の負担の限度をこえるかと考へられますので、税率を百分の一・二に引き下げることによつて、昨年度の税率と大體変わらない税率が得られるものと考へておりますので、かようにいたしたいと考へたからでございます。

さらに大規模償却資産に對します政府原案に對しましては、ここに書いておられますように、人口段階において大體その府県税に譲ります分を、やはり市町村民税として残しておきたいという考へ方でございます。このことは、一應御説明をつけ加えて申し上げますならば、おのおの都市には、それに所在いたしております各種の工場、会社等が大體これに當てはまるわけでありまして、大きな施設が行われれば行われるほど、市町村のその業態からくるいろいろな負担がかさんで参りますので、たとえば大きな工場がございすならば、そこに勤務いたしておられます従業員の数が増えて参りますならば、それに相當した学校の建築等も、これもやはり地方の市町村が行うというふうになつて参りますので、こうした人口的に段階を設けて、それらの増徴を除こうとする考へ方でございます。

が、今日の地方財政が非常に逼迫をいたしておりますと同時に、ここに掲げておりますように、勤労者の負担の軽減をはかり、さらに大規模償却資産の按分の方法を勘案し、固定資産税の税率の引き下げ等を参りますならば、当然財源に不足を來たして参りますので、從つてたゞ消費税の引き上げによつてこれをカバーしようとするものでございす。これは現在政府がややとすると本委員会の行政、財政について、特に行政について隠れみのとして適用いたしております地方制度調査会の答申案をそのままここに書いたわけでありまして、決して私どももいたしたわけには無理はない。政府は行政の面につきましては、ややとすると地方制度調査会の答申案に基いて、どういふ法律をこしらへましたといつて、どんな政悪をしていくが、増徴の方については一向考へないで、地方制度調査会の答申を用いないで、いかにございすので、ここで私どももいたしましては、地方制度調査会の答申案を同じような額の引き上げをいたしまして、歳入の欠陥の補てんをいたしたいと考へておるのでございます。

さらに健康保険に對します税金でございますが、現行最高額を三万円にいたしておりますものを六万円に引き上げることにいたしましたのであります。このことはすでに皆さんも御承知と思ひますが、国民健康保険料率としていまだておりました当時におきましては最高五万円までが規定になつておつたのであります。これを保険税に、改めましますときに、三万円にこの率を下けたのであります。今日の情勢からいいますならば、やはり当時の五万円を六万円に引き上げることも、最初の法の趣意からいへば、私どもは決して不當ではないと考へておりますので、こういう税率の引き上げをいたしたいと考えているのでございます。

これを数字についてごく簡単に御説明申し上げますと、お手もとに差し上げてありますようにかなり大きな額の歳入の不足を來たしますが、これをたゞ消費税によつて二百一億四千六百万円の増徴を見ることによりまして、なお地方税総額に對して十六億四千八百万円の増徴になるということに数字が相なると考へるのでございます。なおこういう数字をとつて参りまして、昭和三十年年度以降あるいは平年度におきましては地方税の総額に對しまして、相當額の減税になるかと考へるのでございます。

以上が大體本法案を提案いたしました趣旨並びに内容でございます。よろしく審議をいたされまして、どうか全議員一致の御賛成をお願いいたします。を申し上げます。(拍手)

○大々委員長 ただいま前修正案について説明を聴取いたしました。政府原案及び前修正案に對して質疑がありましますならば、この際許します。池田清志君。

○池田(清)委員 私は政府に對しまして質問を申し上げたいと思ひます。ただいま御説明申し上げましたように、民自衛隊の修正案がもし通過をいたすといふことになりました場合に、地方税の中におきまして大體一億五千万円ぐらゐの減収を來たすことには相なると思ひます。政府におきましてはこの点いかにようにお見積りでございますか。

○川島國務大臣 ただいまの提案が通過いたしますと、御案内の通り約一億五千万円の歳入の欠陥がございすのであります。それは大體償還で処理したい、かように考へております。

○大矢委員長 これにて政府案及び前修正案に對する質疑を終いたしました。この際国会法第五十七條の三の規定により、内閣として兩派社会党提出の修正案について御意見があればこれを承ることにいたします。

○川島國務大臣 ただいま社会党から御提案になりました市町村民税、自動車税、遊園飲食税、固定資産税、たばこ消費税、健康保険税の各修正事項につきましまして、ごもつと考へて参ります。点も多々あるものでありますが、この法案のうちには本年度において財源の処置をしなればならぬものもございす。すでに予算も通過してゐるのであります。この際財源の処置はできなないのであります。その点に關しては政府といたしましては反對の意思を表明する次第でございますが、ただいまの御提案の趣意は今後十分内容を検討いたしまして、できる点は御趣意に沿いたい、かように考へております。

○大矢委員長 これより政府原案及び前修正案を一括討論を行います。討論の通告がございすので、順次これを許します。前尾繁三郎君。

○前尾委員 私は自由党を代表いたしました。ただいま議題となつております地方税法の一部を改正する法律案につきましまして、はなはだ不満足であります。希望を申し上げまして賛成の意を表するものであります。今回の地方税の改正に當りましてその前に申し上げておかなければならぬ

問題は、本年の地方財政計画についてであります。地方財政計画は御承知のようにことしほど全く権威を失墜したことはないものであります。いろいろのいきさつが甚だしく政府内部においても言われておりますように、従来でありました大蔵省、自治庁間にある努力を以て調整がなされるのが、それがなされずにほとんど最後に地方財政にし寄せになったというふうな状況であります。はなはだ私はその点について政府に対して強い不満を持っております。ところが、ここでまた地方財政の行き詰りも本年ほどひどいことにはないと思ひます。ことに二十八年度の決算によりますと、給与その他の関係におきまして地方財政計画と実態とが遊離しておりますのが四百数十億にもなつてゐるのであります。赤字が四百六十二億という額に達してゐるのであります。さらにまた二十九年度の赤字も百二十億以上に上つてゐるということが予想されてゐるやうな状況であります。しかも御承知のように今回国税におきまして減税がなされております分については、地方税ことに住民税におきましては法人割あるいは所得割についての税率を引き上げまして、税負担をすゑ置きにしている。こういう措置をとつておりながら、政府自体におきましては交付税率を二二%そのまま置きにしているというやうな行き方で、全く政府みずからすべてその負担を地方民にし寄せして回遊してゐるという行き方をいたしてゐるのであります。実は自由党といたしましては何かこの際、先般の予算修正に當りまして、ぜひとも相当な修正をやらなければならぬという

で、いろいろ検討したものであります。が、遺憾ながら修正というやうなことでこれを是正することができぬ。根本的な是正をやらなければならぬといふので、ついに臨時国会をまつてというやうなことに立ち至るのやむを得なかつた次第であります。従ひまして今回の予算修正におきましては地方の問題についての何ら解決を見なかつたやうな次第であります。それを引き継ぎましてわれわれといたしましては今回におきましてはあまり大修正をやらぬ。少くとも地方財政計画に欠陥を生ずるやうな問題につきましてはこれを差し控へなければならぬのだというやうな事情に立ち至つたのであります。その背景を考えますときに、よほど政府において御反省を願わなければならぬ。かように考へてゐる次第であります。ことに地方税制につきましてはこの法案の提案理由に自治庁長官は、昨年の第十九国会におきまして地方税について根本的改正をやつたので、すでに安定してゐるから、事務的な改正だけでいいのだというやうなことをおっしゃつてゐるのであります。が、われわれは根本的に見解を異にたしてゐるのであります。と申しますのは、地方税制全般にわたつて交付税の問題あるいは譲与税の問題、それらをひつくるめて決して安定したものとは考へておりません。また地方税制の中におきまして、政府でも遊興飲食税等につきましてはすでに根本的な改正を企図せられた。ところがこれがやむやむのうちに葬り去られておるといふやうな事情を考へまして、今回の税制が安定しておるといふことは私に言ひ得ないと思ひます。こと

に遊興飲食税の問題は、府県間の不均衡の問題あるいは業者間の不均衡の問題、それがますます激しくなつてきておる状況であります。これをゆるがせにするといふわけにはいかぬ問題であります。しかしわれわれも直ちに自治庁の事務当局の案を採用するといふところには参りませんので、これらの問題をすべてひつくるめて中央地方を通ずる税制の根本的改革も予想されておる際でありますので、すべてそこに譲つていかなければならぬ。これは先ほど申し上げましたやうなことの地方財政計画の背景のもとにおいてやむなきに至つた次第であります。従ひましてわれわれは今回のお出しになつております提案そのものにつきましては、事務的な問題ばかりであります。決して賛成するにやぶさかではありませんが、地方税全般についてもつと検討していただき、またわれわれも検討して、次の国会なりにおいて根本的な改正をやらうという意圖のもとに、また政府に対するやうな強い希望条件のもとに本案に対して賛成の意を表するものであります。

社会党のお出しになつております法案につきましても、私は、給与所得に対する住民税の問題あるいは遊興飲食税の問題につきましても、決して反対ではないのであります。が、給与所得と事業所得の住民税の問題は、根本的に国税を通じて検討を要する問題であります。また遊興飲食税の問題につきましても、先ほど来申し上げたやうな状況でありますので、將來ぜひお互いにもつと適切な改正をやらうという意圖において、ただいま直ちに赤字の出ます——あるいはたばこ消費税に財源を求められておりますが、そうすれば結局国の方に赤字が出るのであります。その点におきまして賛成をいたしかねる次第であります。

私はただいまの理由によりまして、本法案に賛成の意を表し、社会党案に對して反対の意思を表明するものであります。

○大矢委員長 次に古井喜実君。

○古井委員 私は民主黨を代表しまして、民自兩院の修正案並びにその分を除いた政府原案に賛成、社会黨兩派提案の修正案に反対の意を表明いたします。

民自兩院の修正案は地方道路税法の修正に伴うやむを得ない修正であります。これはやむを得ないこととしてわれわれもこの修正を提案をいたしたのであります。これを除く部分の政府原案につきましては、ただいまも自由黨の方よりいろいろ御意見がありまして通り、たくさん問題を残しておると思ひます。ことに国税におきましては減税を行いましたけれども、地方税についてはわずかに事業税について免税点を引き上げた程度以外には、減税措置は今回は講ずることができなかつた点などは、まことに残念な点だと思ひます。政府は組織早々に予算の編成等に當り、中央地方を通じて減税問題を総合的に考へることもなかつたかもしれませんけれども、結果に於いては、まことに残念な点ばかりが残念だと思ひます。そのほか前々から地方税の税源は貧弱なものゝあきり尽しておるやうな感じがいたします。また相當に負担の重いものもあるやうなことでありまして、これについては將來大いに検討すべき点はあると存じます。しかしただいまの場合においては、まずこの案をもつて進行するよりいたし方はないと思ひます。

社会党が提案いたしました修正案の成立に民自両党まであけて賛成して下さることを心から願うものであります。申すまでもなく地方税についてはその基本原則を打ち立てるというところに努力しなければならぬと思っております。政府當局としてももちろんその考えに従って努力はなさっておられると思ひますけれども、どうもそういう点について私たちは十分なる努力を認めることができないのであります。地方税の基本原則というものは、私がここで申し上げるまでもございませぬけれども、やはり地方の需要をまかなうに足るだけの税源を増加して、財政の自主的な確立をはかつてやるといふようなこと、あるいは納税者の負担を均等ならしめるというようなこと、それから今日やともすれば非常に地方の徴税事務が非効率になっており、複雑になって成績が向上してないといふようなことから考え合せて、徴税事務を簡素化させ、合理化させる、そういうような幾つかの問題が考えられると思ふのであります。今回の政府の提案、自治庁長官の提案理由の中におきましては、地方税に關しては昨年度大體改正を大きくやったので、安定した状況になつてきた。そこで今回は事務的問題にとどめたといふようなことが述べられておつたと思ふのであります。そういう点に關しましてはわれわれは疑問なきを得ないのであります。地方制度調査会が答申しておりましたようなことを考へてみましても、特にたばこ消費税等につきましては、地方制度調査会の方ではこの税率の引き上げをなして、地方に大きく交付するといふことに答申があつたと思ふの

でありますけれども、そういうものは実現されておられません。ただ都道府県民税の創設であるとか、固定資産税の一部料徴であるとか、そういうことだけが取り上げられた結果になつておるのであります。非常に徴税費がかさんでくるとか、あるいは自主財源がなくなつていくといふようなそういう結果を生み出してゐるのではないかと考へておるのであります。そういう点につきましてはその後自治庁としてもおそらく十分研究していただくことであらうと思ふのでありますけれども、当面私どももいたしましては今日の地方財政の状況、あるいは地方住民の負担等を考へて、どうしてもここに両派が提出いたしました修正案といふことで、皆様の御賛成を願ひなければならぬと思ふのであります。この社会党が提出いたしております修正案についておそろしく自由党の方も民主連盟の方も非常にりつぱな案であるといふので、心の中では御賛成下さつておると思ふのであります。ただ政治の面からいましてはやむを得ず政府原案に賛成をなさつておるのじやないかと私は思つております。いろいろこまかなことについてははさきに提案者でありました門司委員の方から修正案をつぶさな御説明申し上げましたので、私から申し上げる必要はないと思ひますが、私はそれらに付屬して、この政府案に反対をし、われわれの修正案に賛成をするところの問題点を一、二申し上げたいと思ふのであります。

政府は今回の提案におきましては住民税関係の税率を引き上げておりますけれども、これは実に大きな問題だと考へなければなりません。つまりさきに政府は地方財政再建促進の特別臨時法を出しましたが、あの法案については結局地方財政再建をやるのに、國が十分なる責任を負わねばならないにもかかわらず、地方の犠牲において再建をはからんとするものである等々の強い意見が委員会ですべられたことは皆様の御承知の通りであります。この住民税の税率引き上げにつきましては、結局そういうような形においてこの裏打ちをなすものであると言ひなければならぬと思ふのであります。そういう点をおそれるものであります。御承知のように住民税の課税方式といふものは第一方式から第三方式まであるわけでありまして、第一方式が私たちがこの税を課する上においての一つの標準方式であると思つております。しかし今日市町村民が所得割等を課せられておるところの区分を見ますと、第一方式で課税しておる団体数は九・九％である。第二方式で課税しておるものが八六・五％あり、しかも第二方式の中で本文適用のものが五％である。最も問題になるただし書き適用が八・一・五ある。第三方式で課しておるものが三・六％、しかもその中で本文適用のものが〇・六％であり、ただし書き適用が三％である。こういうふうに着目されておられます。こう見ても、第一方式で課税しておるものが非常に多いといふことは、われわれの考へる標準である適用方式をはみ出て、いわゆる増税を考へなければならぬといふところに地方の今日の財政状況があるといふことを看取することができると考へてあります。今日地方住民がこの税負担に大き

く悩んでおるといふことは最も大きな問題であります。今日こういうような状況にある中に、さらに政府提案のごとく税率を上げていくといふことは、ますます地方住民に対して税負担を重からしめる結果になるのではないかと、こういう点でわれわれは政府の原案を支持することはできない、われわれの修正案によつて今日の住民の生活を守つていかなければならぬ、こういうことを強く考へるわけでありませぬ。

第二点といたしまして考へさせられる問題は、固定資産税の問題であります。これにはいろいろの問題があるが、また当委員会においてもいろいろ論議された過程にかんがみても明らかであります。しかし今日固定資産税の課税額が非常に大きく引き上げられたといふことは、いろいろの面から問題を含んでおると考へられます。特に田畑の固定資産税について二八％といふ大きな課税額の引き上げはいろいろの問題をはらんでくるだらうと考へられるのであります。農地の固定資産税については昭和二十五年から本年度まで結局毎年々々なき上りによつておるわけでありませぬ。昭和二十五年は一万五千六百三十五円、二十六年は一万七千二百二十九円、二十八年は二万八千四百四十七円、本年は三万五千六百六十四円、こういうふうによつてきたことは特に農地、田畑について考へる場合にはいろいろの問題が考へられるわけでありませぬ。これは取返還元的方式をとつたと考へられますけれども、果して農地についてそういうような観点から課税額を引き上げていくといふことが妥當であるかといふ大きな問題が現

るのではないかと考へるのであります。もちろんこういうような固定資産税に關しては家屋と土地の均衡を保つとか、あるいは時価を課税標準とするとか、いろいろ基本的問題があると思ふのでありますけれども、一應實際に地方の農民等の立場に立つて考へる場合にはそこに五反なり六反なり、一町未満の少い土地を耕しながらあらゆる形において収入を管んで、ようやく今日生活をささえておるそういうような農家に大きな固定資産税が課せられていくとなると、たとい二千円であり二千五百円であつても、現金としてこれを支払つていくのは非常な苦痛であります。結局それだけの収益が少いために、固定資産税を納めるために何かの方法で現金を回していかなければならぬ自分の生活を税金を納めるために切り詰めていかなければならぬといふ状態が續出してゐるのではないかと考へております。今日われわれの生活しております地方でも、そこに一町や一町五反の田畑を耕しておるものが、次々に田をみずから手離しておる。こういうことは米価の問題もありませぬ、いろいろの問題があらましようけれども、結局一町五反を耕作する苦勞も一町を耕作する苦勞も、同じだといふ安易な立場に立ちやすいのであります。一町五反を苦勞してやるよりも、一町でやつても同じだといふようなことで、せつかくの大事な耕作地を手離していくといふ状況が出て参ります。これは農地問題とか、いろいろの問題がからんで参るでありませぬ、果してそのまた一面、固定資産税の点において考へてやらなければならぬ大きな問題があるやうであります。また土

地やそういうものが時価によって課税額がきまるといいますけれども、結局こういうふうにして固定資産税を引き上げていくならば、またその裏では、土地の価格を引き上げて時価を上昇させるという循環を招来するのではなからうか。それによって家賃が上るとか。いろいろな現象が出て参りまして、結局住民の生活を脅かしていく結果になるのではないかと。こういうふうなことを考へて参りますと、この固定資産税の課税額については、あるいは税率等の問題についても、政治を行う政府としては十分細り下げて検討する必要があります。ひいては田畑の固定資産税の問題が小作料の問題とからんで参りますと、これはまた地方行政だけの問題として考へられない状況に立ち至つて参りますので、われわれといたしましては、この政府原案に賛意を表することができないわけでありまして、

事業税につきましても、本年給与所得に對するところの減免措置がとられましたので、当然個人の零細なる事業については、政府が提案しております十万円を十二万円にして、本年度から実施してやるといふくらいのものであつてしかるべきではないかと。こういうことを考へて、個人の事業関係の生活安定、あるいは事業の運営等について考へてやることが重要であらうと思ふのであります。

遊興飲食税については、自由党の尾委員からも述べられましたように、われわれもいたしましては、どうして自治庁が本年五月に試案を提示いたしましたあの自治庁案を、一応われわれは実施していくことが適切なもので

あらうと考へております。遊興飲食税は御存じの通り、まことに不明朗な、いわゆる脱税行為と申しますか、実にわれわれから見ても歯きしりをするものがあるような税種であると思はれるのでございます。従つてこういうふうなものについては、やはりそれぞれ適切な方法を講じて、そうして適正な徴税をして、明朗なる形を打ち立てていくことが必要であらうと思つております。その自治庁原案は私が申し上げるまでもございませぬ、皆さん御承知の通りでありますけれども、大衆飲食税の關係であるとか、あるいは一般の旅費等の免税点の問題であるとか、あるいは税率の問題であるとか、非常に時宜に適した形において検討されておるようでありまして、しかも公給徴収証を中心とするこの自治庁試案というものは、この際われわれはどうしても実施することが必要であると思つております。それが今から考へてみて、一応政府に提出されたときに、与党の政調会でこれが弾き去られたといふことは、一体何を物語つておるか。いろいろ憶測すると切りがありませぬけれども、そういうふうなものがただ一政の幹部によつて弾き去られたといふことは、私どもはどうしても納得がいかない。腹立たしいものさへ感ずるのであります。ぜひ一つ遊興飲食税の關係については、一日も早く自治庁が持つておりました試案の形において樹立されることをわれわれは待望するものであります。

さきにも申し上げました各種の修正点につきましては、門司委員から詳しく説明いたしました通りであります。要するに鳩山内閣は組閣いたしましたか

ら、大きく減税政策を公約として打ち出した。もちろん國税においてはあつた部分の減税措置はとりましたけれども、地方税關係においてはそういう方針がとられておらない。むしろ反対に地方税の増徴を考へておるといふことは、結局鳩山内閣の政策を要するものではないか、こう思つても思ひ過ぎではないと思つてあります。またさきに提案されましたところの再建促進法にいたしまして、どうもあの再建法の審議においていろいろ問題となりまして、その再建法を國の責任をのけるために、この裏打ちとなつた形において、この地方税の増徴といふようなことがなされておるのじやないかといふことを考へて、われわれといたしましてはどうしても政府の原案に賛意を表するわけには参らないのであります。

以上私は考へておりますところの二、三点の問題について申し上げましたが、われわれが皆様方にお諮りをいたしております社会党の修正案をぜひ一つ採用いたしまして、ほんとうに国民の幸福をおはかり下さるようになつて、われわれといたしましては念願いたす次第であります。

以上簡單でありましたけれども、私は、兩派を代表いたしましたわれわれが出しました修正案に賛成し、政府の原案に反対の意を表明した次第であります。

○大矢委員長 西村彰一君。
○西村(彰)委員 私は日本社会党を代表いたしました。今問題になつております地方税法の政府原案に反対いたしました。社会党の修正案に賛成の討論を行うものであります。

簡単に要点を申し上げますが、中央、地方を通じての税制の改正の問題は非常にむずかしい問題でありまして、自治庁當局においても非常な御苦心をしておられることはよく了解がでるのでありますけれども、特に地方税の問題は中小者以下のものには非常に負担が重いのであります。國税の問題になりますと、非常に一般が熱心になります。地方税の問題においては、ややもすれば輕んぜられるのでありますけれども、大衆に對しては非常に重い税金であります。これに對する根本的な考へ方をお願ひをいたしたいわけでありまして、國が貧乏になり、地方に税源がなければならぬ。地方税の負担は重くなるのであります。政府は口を開けば、財源処置が講ぜられなければならない切つた改正はできないといふことを言われましても、またただいま民主党のある委員が社会党の方でも少し実行のできるような案を出したになつた方がよいといふような御注意がございまして、これはやううと思へばできる社会党の案でございまして、ただやううと思はないで、税源がないとか、あるいはまた自分らの考へたものが一番いいのであつて、人の考へたものはだめだ、こういう考へ方ではありますと、さうなことになるのであります。私も社会党の考へておるところの修正案は、大衆課税を非常に輕くして、地方税の獨立をはかつていこう、こういうことであります。決して荒唐無稽のことを申し上げておるものでないことを御了承願ひたいのであります。

二、三の点を申し上げますと、ただいま遊興飲食税については、前尾委員

も、また川村委員もお話になりましたが、これらの大衆課税も、遊興飲食税は別でございまして、飲食税になりましますと、結局これは大衆に課税せられてしまふのであります。しかもかりにこれが公給徴収制度をとるにいたしまして、大都市においては非常に輕く扱われるのであります。地方の府県市町村に参りますと、非常に嚴重に取扱はれてしまふのであります。飲食税の問題においてはいろいろ政府においても名案もあるようでありまして、これは思ひ切つて全廃をすけるくらいな措置で取り扱ふことが地方の大衆のためになるのであります。これらの点は特に私が強調したい点であります。

また荷車税や自転車税の問題がいろいろありますが、これらも地方におきましては申し上げるまでもなく全く生活必需品であり、また農家の生産資材のやうなものであります。これらに對する課税といふものも、六大都市のやうなところでは三台、四台のうち一台か二台くらいしか課税の目標になつておりませんが、地方はシラミつぶしにこれが課税の対象になつておるのであります。これは私は私どもは全廃をいたしたいと考へておるのであります。これを全廃すれば地方の府県市町村が困るという問題が出るのでありますけれども、これは本日、あるいは付帯決議にもさういふことがつけ加えられるかとも思ひますが、地方交付税率の問題をしっかりと考へていただきまして、こういうこまかい税金によつて地方の大衆をいためたいと思ひます。

またもう一つ、木材引取税の問題が

ございすが、これも山林の多い市町村では全廃したならば困るという問題があります。私どもも林野行政に長く携わっておりますけれども、木材引取税のようなもの、全体とすれば十三億から十四億くらいのものであります。全廃すれば市町村は困るというところになります。しかしこれもいろいろの弊害があり、ことに木材の価格が値上りになることに役立つだけでありまして、実際にはこれは悪税と申してさしつかえがないのであります。これももちろん税源がなければ簡単に全廃することはできないということになるのであります。山林の多い市町村においては、これは国有林等も非常に多いのであります。国有林の交付金をふやすということは、自治庁から農林省に交渉願えばこれはさうむずかしくなくできると思ひます。また交付税率のあんばい等によりましてこれらの悪税は一日も早く一つ全廃をしていただきたい、かように思ふのであります。

これを要するに、地方税の問題は繰り返して申しますような場合に、大衆には国税よりも非常に重い税金であります。しかもこれは業者が支払ひましても、大衆に転嫁される、こういうような税金であります。この、これらについては即刻政府においてもいろいろ考へられて、適當な財源を考へてこれを實現に移していただきたいと思ふのであります。

以上、私は社会党の修正案に賛成を、政府の原案については遺憾ながら反対の討論を行うものであります。

(拍手)

○大矢委員長 これにて政府原案及び

面修正案に対する討論は終結いたしました。

これより採決に移ります。その順序について申し上げます。まず池田清志君外十八名提出の修正案について採決し、次に門司亮君外十名提出の修正案について採決し、最後に原案について採決いたします。

それでは採決いたします。まず池田清志君外十八名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願ひます。

(賛成者起立)

○大矢委員長 起立多数。よって池田清志君外十八名の提出の修正案は可決されました。

次に門司亮君外十名の提出の修正案について採決いたします。この中にはただいま議決になりました修正部分が含まれておりますので、この修正部分を除く修正案について採決いたします。賛成の諸君の起立を願ひます。

(賛成者起立)

○大矢委員長 起立少数。よって門司亮君外十名の提出の修正案は否決されました。

最後に、まず可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の起立を願ひます。

(賛成者起立)

○大矢委員長 起立多数。よって修正部分を除く政府原案は可決されました。

これにて本案は修正議決されました。

ただいま前尾君より本案に対する付帯決議を付すべしとの動議を提出されておりますが、説明を願ひます。前尾

君。

○前尾委員 皆さんにぜひ今回の地方税法の一部を改正する法律案に対しては付帯決議をしていただきたいと思ひます。原案を朗読いたします。

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、地方道路税の税率引下げに因る地方道路維持費の減収について、は、たばこ消費税の税率引上げ等によつて補てんするよう措置すること。

二、遊興飲食税については、負担の合理化、納税秩序の確立等を期してその改善の具体的方途を講ずること。

三、事業税における、信用金庫の貸倒準備金の問題、固定資産税における信用保証協会、営業用倉庫、日本中央競馬会の競馬施設、大規模模範畑の問題、娯楽施設利用税におけるスケート場の問題、入場税、木材引取税の問題等については、政府において検討の上早急にこれを解決を図ること。

すでに皆さん御承知のように、第一の問題につきましては今回はなほ遺憾ながら地方道路税が創設されながらその税率が予定のように参らなかつたのであります。しかしこれは政府原案にすでに非常なポイントはずれがあると思ふのであります。と申しますのは、現在増税の状況にないその際におきまして自動車業者等に増税をやつて、それを負担させるということは無理であります。それが消費税のなものであるから、転嫁可能としまして、物価の引き上げ等を必要とするというような点から、一般的減税が行われてお

ります。この際に、地方道路税につきまして引き上げを行うという原案に非常な無理があつた次第であります。従つて今回は据え置き修正を受けたのであります。その財源につきましても非常に困つた問題を生じました。窮余の策として本年限りの措置が考へられたのであります。しかしあくまで道路の財源として地方道路税の問題はぜひ解決していただかなければならぬのであります。またいわゆる道路五カ年計画というよりなものを国がやつておりますが、それに対応し、常に確固たる道路財源を地方に付与するようにぜひお考えを願ひなければならぬのであります。本年はただ額としてつづまを合せたというにすぎません。来年度以降におきましてはたばこ消費税の税率等の引き上げ、あるいはその他の法的措置によつて補てんをしていただくことを、ぜひおやり願ひなければならぬというのであります。

第二の遊興飲食税につきましては、先ほど来申し上げましたように、現在各府県が非常に不均衡であります。里、全く税法は適用されておらぬという非常に乱脈をきわめたものであります。従つてこれを根本的に改正していただかなければならぬと改正していただく必要を求めたいと思ひます。また免税点として考へられております百二十四というよりなものがあまりに少額に過ぎまして、大衆の負担の重圧になつておりますことは、しばしば言われておる通りであります。この際、これをまた早急に根本的な改善の方途を講じていただかなければならぬと思ふのであります。

第三に掲げております項目は、それ

ぞれ非常に小さい問題ではあります。が、しかしいづれも重要な問題であり、先般の小委員会におきましていろいろ論議をされたのであります。が、はなはだ会期も切迫しております。現在においては、合理的な方法が考へられなかつたのであります。ことに地方財政計画に穴を出してはならぬという根本原則に立ちまして、われわれもこの際改正を見送つた問題が多いのであります。必ずしも全部取り上げなければならぬ問題とは考へておりませんが、政府において根本的に考へていただく際に、この問題も早急に御解決を願ひたいというのが第三項の趣旨であります。

以上が本附帯決議案を提出いたしました理由でございますので、どうぞ各党の皆さん全部御賛成のほどをお願い申し上げます。

○大矢委員長 ただいまの前尾君の附帯決議に対する説明に対して意見なり質疑があれば、これを許します。

○加賀田委員 今原案に対しての附帯決議案が上程されましたが、その内容を二三と見て参りますと、門司委員外十名の提出いたしましたいわゆる地方税法の改正に対しての修正案のほとんど大半がこの中に盛り込まれておると思ひますが、こういう附帯決議をつけていくてはならないという原案に対して賛成した民自同盟の気持は、私は疑うのであります。われわれは最高議院の機関として、特に地方税に對しては、根本的な住民の要請にこたへてこれらの問題を解決しなければならぬ責任を持つてゐると思ひますが、にもかからず原案に賛成している。しか

もこの附帯決議の中には重要な税項目が含まれております。もしこうした場合、税を徴収するに際して、長い間の国会において慎重審議して、この問題を修正して提出すべきが正しい姿ではないかと私は思います。

従って私たちとしては、この内容に對しては、修正案に盛り込まれた通りの大半が入っておりますので、賛成いたしたいと思ひますが、原案に對して單なる附帯決議だけでこの地方税の改正を通過させるということは、党としてあるいはわれわれとして、国民に對しても濟まないと思ひます。従つて残念ではありますけれどもこの内容に對しては私たちは賛成をいたしますけれども、原案の附帯決議として地方税法の改正を通過していくことは、党としては承服できないので、本附帯決議案に對しては反対をいたします。

○中井委員 たいま加賀村からもお話がありました、わが党といたしまして、第一、第二につきましてはけっこうでございます、それで賛成したかどうかという話も今までもあつたわけでありまして、実は、はなはだ申しわけないのですが、その内容について、第三に、日本中央競馬会の競馬施設あるいは營業用倉庫とあるのですが、こういう点につきましては、私どもは別に問題になつておらぬというふうには解をして、これはこのままでいいではないかというふうには考へておつたのです。この点で何か御説明願ふればけっこうでございますが、御説明いただきましても賛成できないので、ほんとうに残念でございます。今加賀田氏からお話がありましたような根本原則

の問題もありませんので、賛成をいたしかねるのでございます。それだけちょっと申し上げます。

○大矢委員長 他にございせんか。なければ、前尾君提出の動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よつて前尾君提出の動議のごとく、本案に附帯決議を付することに決しました。

ただいま採決いたしました本案に関する報告書の作成につきましては委員長の御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なきものと認め、さよう決します。

○大矢委員長 それでは次に地方道路法と関係する法案を議題といたします。

本案に對して賛成はありませんか。別に御異議もないようでありますから、これにて本案に對する賛成は打ち切りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なければ、これにて賛成は終了いたしました。

これより討論に入りますが、別に討論の通告もございませんので、討論は省略し、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔総員起立〕

○大矢委員長 起立総員。よつて本案は全会一致可決すべきものと決しました。

本案に関する報告書の作成につきま

しては委員長に御一年を願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○大矢委員長 次に市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告も別にございせんので、本案に對する質疑はこれにて終了いたすことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

この際国会法第五十七条の三の規定により、本案についての内閣の御意見があれば承ります。

○川島國務大臣 本案に對する財源措置につきましては適當に処理をいたします。賛成をいたします。

○大矢委員長 これより討論、採決を行いたいと思ひますが、別に討論の通告もございませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔総員起立〕

○大矢委員長 起立総員。よつて本案は全会一致可決すべきものと決しました。

なを諮りいたしますが、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議なければ、さよう決します。

○大矢委員長 次に内閣提出にかかる

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑があればこれを許します。

○北山委員 最近地方団体が非常に金繰りに困つて、地方団体の方で第三、四半期分の交付税の繰り上げ支給というものを要請しておるはずでございますが、政府におきましてはどのような措置をなさるつもりでありますか、これを伺ひたいのです。

○川島國務大臣 ただいまの北山委員の御質問は、自治庁と大蔵省でたゞいま交渉中でございます。

○北山委員 交渉等の結果が出なければわからぬでしょうが、その交渉がまとまつて、交付税を八月中にすみやかに繰り上げて支給をするということに、見通しとしては出さうでございますか。

○後藤政府委員 交付税の繰り上げ支給であります、昨年も一昨年もやりましたので、ことしもぜひやりたいと私も考へて、現在交渉いたしております。

○北山委員 この政府の提案の交付税法の改正は、申し上げるまでもなく現在の百分の二十二の税率を基礎にして算定をされておるものでございます。ところが最近交付税率の改正という話をしていろいろ方面から聞いておるわけでありまして、自由党あるいは民主党内部におきまして、交付税率をこの際引き上げようというふうなお話があるようにあります。また社会党としてもこれは別案として交付税率を二十に引き上げるといふ法案を提案中でありまして、従いましてもしこの政府案をこのまま通してしまつと、技術的にみましてこの国会中で一事不再議と

いいですか、そういうふうな原則でもって交付税率の引き上げができなくなるような感じも抱くわけでありまして、従つて自治庁としては、この交付税率の引き上げについての情報について、何らか知つておられることがあれば、この際承つておきたいと思ひます。自由党の方々が社会党の二七％の案に御賛成になればこれは格別でありませんが、しかしさうでない場合には政府案の修正案というものを御出しになる御都合もあらうかと思ひますので、そこで一つ自治庁長官から、それらの点についての情報等を一つ御存じならばお示しを願ひたいと思ひます。

○川島國務大臣 政府といたしましては第二十二国会におきましては交付税率の引き上げは企圖いたしております、また御要求がありましてこれに應ずるだけの財源措置ができないのであります。

○北山委員 私の聞いておりますのは、さうではなくて、ただいま自由党あるいは民主党内におきまして、やはり今年から現在の交付税率二二％を、非常にけつこうな話ですが、二八％に上げようという話をなす人もあるわけでありまして、従つてこのような法案が早く出てくることをわれわれは期待してゐる。それから必ずしも社会党の案に賛成してくればばかりは申しませんが、早く出てくることを望むのでございまして、その際にやはりこの政府案というものを、政府提案のこの交付税率改正法案を上げてしまひますと、この国会においてはいろいろ技術的に差しかねるかも知れぬ。それで長官としてはこれらの情報について知るところがございましたならばこ

いいますか、そういうふうな原則でもって交付税率の引き上げができなくなるような感じも抱くわけでありまして、従つて自治庁としては、この交付税率の引き上げについての情報について、何らか知つておられることがあれば、この際承つておきたいと思ひます。自由党の方々が社会党の二七％の案に御賛成になればこれは格別でありませんが、しかしさうでない場合には政府案の修正案というものを御出しになる御都合もあらうかと思ひますので、そこで一つ自治庁長官から、それらの点についての情報等を一つ御存じならばお示しを願ひたいと思ひます。

○川島國務大臣 政府といたしましては第二十二国会におきましては交付税率の引き上げは企圖いたしております、また御要求がありましてこれに應ずるだけの財源措置ができないのであります。

○北山委員 私の聞いておりますのは、さうではなくて、ただいま自由党あるいは民主党内におきまして、やはり今年から現在の交付税率二二％を、非常にけつこうな話ですが、二八％に上げようという話をなす人もあるわけでありまして、従つてこのような法案が早く出てくることをわれわれは期待してゐる。それから必ずしも社会党の案に賛成してくればばかりは申しませんが、早く出てくることを望むのでございまして、その際にやはりこの政府案というものを、政府提案のこの交付税率改正法案を上げてしまひますと、この国会においてはいろいろ技術的に差しかねるかも知れぬ。それで長官としてはこれらの情報について知るところがございましたならばこ

このお知らせを願いたい、こういうわけがあります。

○川島國務大臣 自由党の方々並びに民主党の方々からいろいろなお話しは承わっておりまして、結論的にはまだ承知いたしておりません。

○門司委員 たいだいま議題になりましてのであらためて聞き直しますが、例のこの税金の性格とさらに実施の要綱について矛盾があります。性格は、明らかに総体的に言えば自主財源であることに間違いない。しかし個々の市町村に当ててみますと、すべてこれは調整財源の形を出ないのであります。従って性格から来る配分の方法その他との間に私は大きな矛盾を持つておると思うのです。この矛盾をなくすることのために政府は何か努力する意思がございますか。

○川島國務大臣 これは前問もお答えをいたしたかと思うのですが、交付税は独立税の性格を持つておりますが、実施面におきましてはやはり調整財源であります。

○門司委員 調整財源の最も技術的な一つの大きな弊害というのは、年々こゝうした算定の基礎を変えなければならぬ問題が起つてくるということが一つあるのではありません。これは技術的に非常にめんどむな問題だと思つて一々の問題を取り扱う場合に大きな問題があるというほどでございませうが、実際上のやつかい問題が出てきておると思つて、それから一つは、少くとも地方財政における自主財源という言葉は、地方の全体の自治体のワタに当てはめた自主財源ということとでなくて、やはり個々の自治体に自主的の財源が与えられて、そうして個々

々の自治体が与えられた財源によつて自分の考へておる仕事をしていくというやうなことが一つ考へられることが必要じゃないかということ。さらに予算の編成技術の上から参りまして、自主財源として個々の自治体に与えられておれば、当初予算にこの計上ができるのであつて、事業の見積りその他等についても非常に便利であると考えられる。ところが今のうちに依然として調整財源の形を示しておらずと、往々にして予算編成の技術上非常にまずいものができはしないか。これは実態を政府で調べてみればすぐわかると思ひますが、ちやうどこの委員会が政府が財源が足りなければ起債にすゝめと起債に逃げるのと同じやうに、地方の自治体では財源をやはり交付税に逃げております。従つて実態の見積りが非常に重くなつてきて交税に沿はない。これはやはり地方の事業計画の上に非常に大きな災いをしておることは事実であります。だからこういう弊害を除こうとするならば、やはり個々の自治体の自主財源としてある程度これを交付するといふことを考へていつた方がやりいのではないかと。もちろん地方の財政に、個々の自治体についての調整財源の必要であることはわれわれも認めるのであります。これを認めないわけには参りませんが認めないにいたしましたも、この額を全部調整財源としておるというところは、私どもには納得できないのであります。もしこれがほんとに地方の自主財源でなく、調整財源であるならば、私は他の方法があると思つて、こゝう自主財源のやうな形で何もやかましいことを言わなくても、ほかに法律

の規定によつて、こゝういふ額は必ず地方に交付しなければならぬというやうな法律を設ければいいと思つて、交付税のほんとうの趣旨からはつきり考へてみますならば、日本におけるこの、税金の税金といふより、前々身でありました交付税の算定の基礎がきつてあつて、御都合主義であつたところにある税金の大きな開違があつたのであります。私は地方財政平衡交付金は、法の精神がそのまま適用されたならば足りないだけ政府が出すといふ法律になつておるものであれでよかつたと思つて、こゝろが地方財源の不足額を、法律では積み上げ方式によつて万遍漏れないようにするといふことになつておつたがその処置が十分に講じられないで、結局中央の財政のいかんによつて、ちやうどむかみわけのやうな形になつてきて、一応財源をきめて、それから逆に交付いたしました基礎の数字をはじき出すといふやうな開違つた方法が交付税の時代にとられておつた結果が今日になつておる。従つて政府はこれをどこまでも調整財源一本でいこうとするならば、それはこの税の本質に非常に大きく反することになると思ふ。ただ財源を確保したといふだけであつて、個々の自治体個々の団体、の財源にはならないと思ふ。これは、この税金を地方制度調査会が答申をするときの趣旨もさうであつたと思ふのです。従つて従来の交付税と同じやうな行き方であつてはならないので、先ほど申し上げたやうに交付税がほんとうに法律の趣旨をそのままの積み上げ方式でいつたならばこれでけつこゝうなのですが、足らない部分を中央で

出すというなら地方で赤字の出るはずがない、また財源不足を来たすはずがない。それができなかったから、それは不十分であり、かつまた非常に困るから、実財源としてやはりある一定のものはこれを交付して、できるだけ赤字の団体を少くするいわゆる、交付団体を多くしていく、そして調整財源を必要とする団体を少くしていくことによつて、地方財政の完壁化を期されるといふことに大体私も考へてなかつたに違ひない。こゝろが交付税が、税目だけをかえて、その実態は非常に問題を持つておつた平衡交付金のとくと同じやうな配分の方法を考へ、しかも政府はそれでいいと考へるのは私は非常におかしいと思ふ。できなければならぬでいいから、私はその点考慮する必要が十分にあると思ふ。だからもう一応念を押ししておきますが、どういふ考へ方で政府はおられるのか。先ほどから申し上げておるやうに、依然として調整財源と同じやうな形では、あの平衡交付金の弊害は断じて除くことはできないのであります。税法をこゝういふやうにかえたといふことは、平衡交付金の弊害を除去するためにこゝういふ税法にかえたのでありますから、この除去のできないやうな取扱ひ方を政府が依然としてしようとする考へ方は、私は非常におかしいと思ふので、その点についてもう一度はつきりした御答弁を伺つておきたいと思ふのです。

○川島國務大臣 この委員会を通じて、長い間門司さんからいろいろおんちの深い御意見なり御質問なりが承りまして、私といたしましては非常に啓蒙されるところが多かつたのであります。この機会に深くお礼を申し上げます。(笑聲) たいだいまの御意見もつづしんで拝聴いたしまして、今後私といたしましては十分検討を加えたいと思へております。

○北山委員 交付税法について二、三お伺いしておきますが、内容的な点で、一つは、公債費の計算について元利償還を見るのは国庫負担金の伴う災害復旧だけなんです。これは、なぜ国庫負担の補助金の伴う災害復旧の賠償だけを認めるのか、単独事業について、やはり災害である以上は、これを認めても何も不公平じゃないのじやないか。なぜ国庫負担を伴うものだけに限つておるのか、その理由を聞かせていただきたい。

もう一つは、今度の算定から戦災復興の關係が除かれた、これは除いてもさしつかえないものかどうか。もう一つは、われわれが交付税の公平な分配といふますが、その算定の場合に問題になつておるの、財産収入が多い団体と、財産がまるきりないやうな団体との均衡の問題です交付税にについては財産があるなしにかかわらず、全然考慮されておらない。そこで實際問題としては、結果的に見てこゝういふ団体相互間の不均衡といふものが相当あるわけですが、将来こゝういふ問題についてはどう考へになるつもりか。

以上、三点についてお伺いいたしましたと思ひます。

○後藤政府委員 第一点の公債費であります。公債費はいわゆる補助事業の災害関係の賠償だけを見ておりますが、単独事業の災害関係は、特別交付税で毎年見るといふことにいたして

おるのであります。この単独事業だけを特別交付税に回しておりますのは、単独事業の量または単独事業をやるかやらないかということにつきましては、これは自治団体の裁量、判断が相当に加わっておりますので、この分だけは特別交付税で最小限度三〇％だけは認めよう、こういう方式で従来からずっとやってきておるのであります。

それから第二の戦災復興費であります。これは戦災復興関係の法律がなくなりまして、土地区画整理法に入つて参りましたので、その関係で題目をなくしまして、あれの整理の方の關係に入れたのであります。実体はなくなつておりません。

第三の財政収入のある団体ない団体であります。これは普通交付税計算の際には財産のあるなしには關係なしに計算しております。ただ特別交付税を配分する際に特別な収入のあるものにつきましては、引算を立てております。従つて財政需要は財政需要として立てまして、それから財産収入の金額を見るのは國でありますから、その何分の一かをマイナスに立てまして、特別交付税の配分をいたしておるのであります。その程度の調整はいたしておるわけでありまして。

○加賀田委員 ちよつと長官に質問いたしますが、この交付税は、昨年衆議院で二五％に改正され、参議院で二二％に改正されて現在に至つておりますが、昨年の二二％に決定されたときには、民主党内閣の減税というものの公約が果されずして、以前の国税三法を對象とした税収入を對象として二二％というものがきめられたと思うのです。従つて本年度政府は公約に基いて

相当額の法税並びに所得税が減額され、そういう意味で三百二十六億ほど政府は減税したと言つておりますが、民自両党の修正案におきましては、交付税の減額に対してはたばこ消費税の配付率から補助しておつたと思うのです。この点は、われわれとしても税率の率そのものの上下は別としても了解するのでありますが、政府はこれに対して何らの処置をしていないと思ひます。大體三百二十六億の減税に基いて七十一億七千五百万円ほど自然に交付税の額が下つておるわけですが、それに対して政府は何ら処置をしておりません。今そういう國税を標準として決定されて地方の普通税に対しては税率を上げて、税額として従来と同じようにしておるにもかかわらず、交付税だけがそのように処置してないというのは、政府として思想的な一貫性がないのではないかと思ひますが、この七十一億の自然減に対してなぜ税率を上げるとか何とか方法をおとりにならなかつたのか、その点について伺いたいと思ひます。

○川島國務大臣 加賀田さんの御質問はごもっともだと思つております。この委員会ではしばしば申し上げておる通りであります。地方の財源につきましては根本的に考えたいと思ひます。給与の実態調査等ができませんれば、現に交付税率の引上げの問題もありましようし、たばこ消費税の問題も検討いたしたい、こう考へておるのであります。三十年年度の財源措置としてはこの程度にいたしたい、こういう考へ方では根本的には御趣旨には賛成をいたします。

○加賀田委員 大臣は調査をして結論が出れば、交付税の問題も根本的に解決の方向の中に含めていきたいとお考へてございまして、われわれとしては、できれば三十年度から、現在地方財政の状態を考へるときには交付税の税率を上げなければならぬと思ひますが、それに付随しまして、北山委員の質問に答えて、予算が決定されたので、予算の關係上税率を二二％以上を、たゞ民自両党、社会党が考へていても、政府としてはそれに同調することとはできないという答弁がありましたが、大臣は、すでに就任されてから地方交付税には手をつけて地方財政を救わなければならぬということの發表があつたということも私は聞いておりますが、そういう場合に、民自両党が今二八％に改正しようじやないかという空氣もわれわれは聞いております。私たちが自他としてもすでに二七％に引き上げなければならぬという法律改正案を出しております。従つて、もし臨時国会法等においてそういう問題が再燃した場合には、大臣としてはこういう税率の引き上げに対して努力するかどうかということを明確にしたいと思ひます。

○川島國務大臣 國の一般財源とのにらみ合せてございまして、ここではつきりした御答弁ができませんことはまことに遺憾でございますが、地方に対しては相當財源を付与する必要があることは繰り返して申し上げております。これはひとり私のみならず、当委員会に出ました大蔵大臣からも表明している点でございます。できるだけ努力をいたします。

○門司委員 これは算定の基礎の数字

○門司委員 この問題は基地の周辺、それから戦災によつて非常に大きな打撃を受けた都市も税収入その他についてはかなり大きな問題があると思ひます。やはり政府としてはこれを等閑に付すわけにはいかぬと思ひます。今のやうな何か特別の交付税の方でめんどうを見るというやうなことではなくして、やはり地方の自治体はそのことによつてかなり大きな迷惑を住民にかけておりますし、これが単に自治体だけの迷惑でありません。地方住民はこれによつて非常に迷惑をしておる。従つてやはり財政上の措置というものは十分行わなければならないと思ひますが、今のやうな御答弁で、ただ特別の交付のときに考へておるといふやうなことではなくして、何か策定の方法をお考へにならないのですか。今の答弁だけでは今のところ答弁できません。私はこの点は非常に重大な問題であつて、戦災のために受けた都市の打撃というものはかなり大きいものがある。あの打撃を受けなければ、何とか都市は昔のままに復興されたと思はれるのだが、やはりたくさん土地を接収されておる、あるいは基地に新しく拡張されているという都市には、非常に大きな財政上の打撃があると思ひますが、これを単に特別の交付金の中に入れておるといふがその割合は一体どのくらい入れていますか。ほんとうに税収入の減額はどのくらいであらうから、このくらいでよろうかというやうな見積りを入れておられますか。ほかに何かはつきりした算定の基礎がござい

ますか。

いかなければならぬというようなことになろうかとも思います。なお研究いたしたいと思います。

○大矢委員長 他にございませんか
別に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終了いたしました。

討論に入ります。別に討論の通告もございませんので討論を省略して直ちに採決いたします。

これより政府案に対して採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○大矢委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なをお諮りいたしますが、本案に関する委員会の報告書作成については委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大矢委員長 御異議なければさよう取り計らいます。

本日はこれをもって散会いたします。次会は公報をもってお知らせいたします。

午後一時十七分散会

〔参照〕

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出) に関する報告書

地方道路譲与税法案(内閣提出) に関する報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出) に関する報告書

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢省三君外四名提出)

に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月三十日印刷

昭和三十年八月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局